

丘珠空港利活用検討関係者会議 設置要綱

平成 30 年 6 月 29 日

札幌市まちづくり政策局都市計画担当局長決裁

(趣旨及び目的)

第 1 条 札幌市及び北海道のビジネスや観光、防災、医療等を支える役割を持つ丘珠空港について、更なる利活用を通じて札幌市の活力の向上に活かす検討を行うことを目的に、「丘珠空港利活用検討関係者会議」（以下、「関係者会議」という。）を設置する。

(活 動)

第 2 条 関係者会議は、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 丘珠空港の利活用の在り方に関する意見交換
- (2) 「丘珠空港の利活用に関する検討会議」報告書を踏まえた、丘珠空港の利活用策に関する意見交換
- (3) 札幌市が行う丘珠空港の利活用検討に係る情報提供及び意見収集に関する意見交換
- (4) 意見交換内容の集約及び札幌市への助言

(組 織)

第 3 条 関係者会議の委員は、空港周辺の地域住民、航空及び交通に知見を有している学識経験者及び空港関係者をもって組織する。

2 関係者会議は、必要に応じて臨時委員を置くことができる。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、平成 31 年 3 月 31 日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、活動に一定の成果があり、第 5 条に基づき選出された委員長が解散の宣言を行った場合は、その日をもって任期終了とし、併せて本要綱もその効力を失う。

(委員長)

第 5 条 関係者会議には、委員長 1 名を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、関係者会議の議長となり、会務を統括する。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会 議)

第6条 関係者会議は、委員長が召集する。

- 2 関係者会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開催することができない。
- 3 関係者会議は、必要と認めるときは、委員以外の者の会議出席を求め、説明又は意見を求めることができる。
- 4 関係者会議で行われた意見交換等の概要については、市のホームページ等で広く公表することとするが、個々の意見の発言者が特定されるような公表は行わないこととする。

(謝 礼)

第7条 会議に出席した委員の謝礼については、札幌市特別職の職員の給与に関する条例別表に規定する附属機関の委員の報酬日額に準じた額を支給することができる。

(事務局)

第8条 関係者会議の庶務を行うため、事務局をまちづくり政策局総合交通計画部空港担当課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、関係者会議の運営について必要な事項は、関係者会議において協議のうえ定める。

附 則

この要綱は平成30年6月29日から施行する。